退場者懲罰報告の流れ

(社) 香川県サッカー協会　規律・フェアプレー委員会
06/05/11

A大会 (Aリーグ) 規律委員会

(構成)
・主催FAと主管FA (連盟) 規律委員会が協議の上ﾒﾝﾊﾞｰ決定。
・主催FA規律員会ﾒﾝﾊﾞｰが入っていることが望ましい (下記参照) 。
(対応)
・退場者の審判報告書の確認、保管。場合により事情聴取を実施。
・懲罰基準に従い、退場者の処分案を決定する。
①大会 (リーグ) 主催のFAに懲罰報告を行う (様式2+審判報告書) 。
②懲罰報告確認書受理後、当該チームに対して通告する (様式1) 。
・大会事務局と当該種別委員会事務局へ通告の写しを送付。
③当該チームに次試合の予定を確認する。
・次試合の規律委員会へ消化試合であることを通知する。
・消化試合に該当しているかを確認する。

当該チーム

⑨次の試合をA大会規律委員会へ報告。
⑩消化試合実施を所属の都道府県FAへ報告。
(大会主催と所属FAが同じ場合)
報告義務は本来無いが、FAとのダブルチェック

②,③

⑨

⑥　⑩

⑪,⑫,⑭

①　④

都道府県FA (規律・フェアプレー委員会)

(構成)
・ (社) 香川県サッカー協会　規律フェアプレー委員会メンバー
(対応)
・懲罰報告を受理し、懲罰に対する最終決定を下す。
④A大会規律委員会に懲罰報告確認書を送付する (様式3) 。
・懲罰報告一覧に懲罰内容を明記する。
⑤年度末時点での未消化分をJFAへ報告。
⑥消化の確認 (チームとのダブルチェック) 。

●処分案が6ヶ月以上の場合

●消化試合が6ヶ月以上になる
場合も同様に扱う

⑪事情聴取の通知を行う。
⑫事情聴取の実施。
⑬処分案をJFAへ提出。
⑭JFA決定懲罰を通告。

⑬

⑤　⑦　⑧

JFA規律・フェアプレー委員会

⑦委員長会議にて年度未消化試合を報告。
⑧再度の事情聴取を実施した上、審議、理事会にて決定・通告。

(社) 香川県サッカー協会主催、主管の大会時の規律委員会メンバー

①委員長：規律・フェアプレー委員長
②大会運営責任者
③種別委員長
④審判委員長
⑤種別規律・フェアプレー担当者